

子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

実施状況・評価結果報告書

<平成30年度>

芦 屋 市

昭和39年（1964年）5月

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

まえがき

本市では、市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、様々な立場の方々からご意見をいただきながら、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」を包含した子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)を策定いたしました。

現在、計画の基本理念である「みんなで育てる芦屋っ子」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを総合的に推進しているところです。

この度、「芦屋市子ども・子育て会議」において、平成30年度実績についての評価をいただきましたので、その結果をまとめ、報告させていただきます。

目次

第4章部分 子ども・子育て支援施策の推進方策

子ども・子育て支援施策の実績報告（総括）	2
子ども・子育て支援施策の実績（担当課報告分）	4
重点事業と評価基準	15
重点事業の実績と評価	16

第5章部分 1. 教育・保育

教育・保育の評価基準	21
教育・保育の提供体制の確保の実績と評価	22

第5章部分 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業と評価基準	25
地域子ども・子育て支援事業の実績と評価	28

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～	36
--------------------------------------	----

第4章部分

子ども・子育て支援施策の推進方策

第4章部分については、13の施策の方向ごとに各事業の実施状況をまとめました。

また、次世代育成支援対策推進行動計画(後期)の総括結果を踏まえ、特に重点的に取り組むこととした「重点事業」については、実績報告と併せて事業評価を行いました。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告(総括)

【基本目標】

【施策の方向】

1. 家庭における子育てへの支援	(1)多様な子育て支援サービス環境の整備	広報紙, ホームページ, を活用して情報提供をきた。今後も, 広く多様
	(2)ひとり親家庭の自立支援	寡婦(夫)と未婚のひとりグラム策定事業による, 生活支援や就労支援
	(3)子育て家庭への経済的支援	出産育児一時金や医療は, 助成券方式で定期的いる。今後も, 引き続き
	(4)親と子どもの健康の確保	保健センターでの母子病院における助産師に充実に取り組み, 各関
	(5)子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に, ラインや夜間・休日の電携の強化に努める。また, 確保の観点からも, 継続
	(6)要保護児童への支援	教育委員会では専門のまた, 子育て支援センター努めている。今後も, 連携
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1)就学前教育・保育の体制確保	平成30年4月から認定所等における一時預か保育施設間の交流の保護者の多様なニーズ
	(2)小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムづき就学前施設の5歳児児童がスムーズに就学で
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1)地域における子どもの居場所づくりの推進	保育所や幼稚園での園庭支援の場の充実を図って行っていく。
	(2)安全・安心なまちづくりの推進	保育所, 幼稚園, 小・中時の青色回転灯付パト等により, 児童・生徒へ
	(3)配慮が必要な子どもとその保護者への支援	保健, 医療, 福祉, 教育等インクルーシブ教育・保育
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1)仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	親子で参加できる講座を行った。病児保育事業に度から小学6年生まで対象育ての両立を図るため,
	(2)産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	芦屋市商工会との協働で, 事業においては, 育児休る。さらに乳幼児健康診査

【総括】

子育てアプリ等を活用し、子育て中の親子が交流できる場の発信に努めている。キッズスクエアについては、ケーブルテレビを行った。また、認定こども園でつどいのひろばの拠点を新たに2か所開設し、親子が地域で気軽に立ち寄れる居場所を拡充でな情報を提供できるよう、広報紙等の紙媒体と子育てアプリ等の電子媒体を併用し、情報発信の機会を増やせるよう努める。

親の不均衡を是正するため、福祉医療等において「みなし」適用を行った。また、経済的な自立を促進するため自立支援プロ就労支援や家庭児童相談室等との積極的な連携により、ひとり親家庭の支援に努めている。今後も継続して制度の周知を行等の総合的な支援を行っていく。

費助成等の制度について広報紙やホームページ等で周知を行い、利用の漏れがないよう努めている。妊婦健康診査においてな受診を促し、妊婦の健康確保を支援しているほか、未熟な状態で生まれた子どもに対して未熟児養育医療の給付を実施して制度の周知を行い、適正な支援に努める。

保健事業においては、集団としての関わりのみでなく、個別相談を行い、育児の不安や負担軽減に取り組んでいる。また、芦屋よる妊産婦支援のサポート事業の内容は充実しており、さらなる利用者の拡大に向け広報活動に努めていく。今後も、各事業の係機関との連携の強化に努める。

保護者への積極的な声かけによるきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。多様な相談内容に対応するため、ホット話相談等の体制を整え、家庭児童相談室や子育て世代包括支援センター等の関係機関と連絡調整を行っており、引き続き連県の実施する子育て支援員研修については、今後も受講希望者が増加見込みであるため、子育て支援の担い手となる人材的に取り組んでいく。

カウンセラーや電話相談員による相談事業を実施し、小・中学生だけでなく、中学卒業後の生徒や保護者の心のケアも行っている。では子育て世代包括支援センターや教育委員会等の関係機関と連携し、支援が必要な児童・生徒の早期発見、早期対応にの強化により相談支援体制を整え、支援の充実を図っていく。

こども園を2か所、平成31年1月から小規模保育事業所を1か所整備した。幼稚園の預かり保育の利用者は増加しており、保育り事業も待機児童が継続して存在している状況である。引き続き、待機児童の解消に向け、施設の整備に努めるとともに、教育・場を持ち、職員の質の向上のためのキャリアアップ研修や配慮を要する児童への関わり方の研修等を行うことで理解を深め、に対応できるよう取り組んでいく。

に基づいた小学校への円滑な接続のための「全体的な計画」及び「年齢別年間指導計画」を作成した。また、カリキュラムに基を対象に小学校生活の模擬体験を行い、小学生との交流の機会を持っている。今後も、相互の教育・保育内容の理解を深め、きるよう、就学前施設と小学校との交流を図る。

開放や公共施設でのイベント等の開催により、子どもの居場所づくりを行っている。各課が様々な事業を実施し、地域での子育てしている。今後も、子育てサポートブックや子育てアプリ等の活用により、イベント情報や親子で集える場について積極的に情報発信

学校において定期的に交通安全教室を開催し、啓発活動を行っている。また、防災訓練、災害訓練、防犯教室等の実施や下校ロール車による安全パトロールや、愛護委員による街頭巡視活動の実施、PTA、警察、地域との連携による通学路点検の実施の啓発及び安全確保にも努めた。今後も、子ども自らが危険回避できる力を養うための取組を継続して行っていく。

の各種施策の連携強化を図り、保護者に寄り添いながら、子ども一人一人の課題に応じたきめ細かな支援に努めている。今後、研修会等により、指導者の助言のもと、実践的に職員のスキルアップを図っていく。

開催したり、父親の参加を促進するためイベントを休日に開催したりするなど、父親が子育てに関わる機会を持てるような取組においては、新たに当日の利用受付を開始したことで利用者が大幅に増加した。放課後児童健全育成事業においても、令和元年の拡大を行い、待機児童の解消に向けて受入れ人数を増やすため、小学校の改修工事を実施した。今後も、保護者の仕事と子多様なニーズへの対応に努める。

事業主や労働者向けアンケートの実施や、コワーキングスペース事業を通じて、各制度の普及啓発に努めた。また、利用者支援暇を長期間取得する保護者が増加傾向にあるため、復職希望時期の入所状況に関する情報提供を相談業務の中で実施していや各種相談の機会に、復職に関する相談にも応じ、今後も保護者が産休・育休からの復帰を円滑に行えるよう支援を行っていく。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	各年齢に合わせた育児支援事業を定期的に実施し、事業ごとのチラシ等から、市民が情報を選択して得ることができる。子育て交流及び相談等、親子がいつでも身近に利用できるだけでなく、同じ歳の子どもを持つ親同士が情報交換できる場所として事業を行っている。今後の課題として、各機関との連携及び定期的な連絡調整の実施が必要である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「子育て講演会、講座」、「母親同士の交流」、「児童センターにおける子育て支援」
2 子育て推進課 (子育て施設担当)	体験保育や園庭開放の開催について、広報紙、ホームページ、公共施設の窓口等にビラを配置することで広く市民に情報提供し、園庭開放は6保育所で曜日を変えて毎週1回行った。園庭開放の内容についてもホームページ等で周知を行った。また、保育所見学者には、園内の案内や育児相談に応じた。今後もどなたでも安心して子どもと遊べる場として保育所を利用してもらえるよう、子育てアプリも活用することで積極的に情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」、「保育所における地域子育て支援」
3 子育て推進課 (こども担当)	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、運動室を活用し、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。さらにつどいのひろば「ひとしお」をしおさいこども園で、「キオラクラブ」を浜風あすのこども園で新たに開始し、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりができた。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
実施事業	「子育て援助活動支援事業」、「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て情報の提供」 「ふれあい冒険ひろば」、「子育て講演会、講座」、「こどもフェスティバルの開催」、「子育て支援センター」 「あい・あいる〜む」、「地域子育て支援拠点事業」
4 健康課	毎月広報紙、ホームページ等で各事業について案内し、参加を促した。また、平成29年度から導入している母子健康手帳アプリを活用し、特に妊娠期、乳児期における情報発信を行っている。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等において、子育て支援サービス全般に関する情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
5 管理課	市立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	「子育て情報の提供」
6 学校教育課	各幼稚園のホームページの子育てに関する情報のアップやブログの更新に努めた。教育委員会のホームページや広報紙、広報掲示板、子育てアプリ、子育てサポートブック「わくわく子育て」を利用し、未就園児交流会や3歳児親子ひろば、市立幼稚園のオープンスクールの開催案内をした。今後も引き続き、必要な情報がすぐに得られるよう伝達方法を工夫し、幼稚園で参加できるイベント(秋まつりやお店屋さんごっこ等)についても情報を提供し、幼稚園の教育内容について周知を図る。
実施事業	「子育て情報の提供」
7 青少年育成課	広報紙及びホームページに留守家庭児童会入会の募集記事を掲載した。また、広報あしや9月1日号にあしやキッズスクエアの特集を掲載し、11月にはケーブルテレビを活用し情報を発信した。今後も広報紙、ホームページに等において、子育て情報を発信していく。ケーブルテレビを利用してあしやキッズスクエアの情報を提供していく。
実施事業	「子育て情報の提供」
8 公民館	平成30年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。令和元年度も引き続き、家庭教育セミナー等を実施していく。
実施事業	「子育て講演会、講座」
9 図書館	ボランティアによる「母と子の憩いの部屋」事業は、乳幼児とその保護者同士のコミュニティ形成の場となっている。また、健康課との連携事業であるブックスタートでは、図書館職員とボランティアが、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを実施している。どちらの取組も親子のコミュニケーションツールとして、絵本を活用してもらえうきかけづくりの場となっている。さらなる図書館利用促進につながる取組が、今後の課題である。
実施事業	「子育て情報の提供」、「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 地域福祉課	「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(子育て推進課子ども係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報紙による制度の周知に努める。また、寡婦(夫)と未婚のひとり親の不均衡を是正するため、福祉医療における市町村民税所得割の額の算定等において、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦(夫)とみなして税額を計算するようにした。
実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2 生活援護課	保護を必要とするひとり親世帯には、申請に基づき適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親世帯が経済的に自立できるよう就労支援員を介し、就業指導や増収の提案を行い、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう家庭児童相談室等関係機関と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。平成30年度から3か年にわたり、基準改定が実施され母子加算が見直される一方、子どもの養育にかかる学習支援費等について、実費支給が行われるので、令和元年度から新しく対象となった世帯に対しても、制度の改正について丁寧に説明を行う。
実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3 子育て推進課(子ども担当)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続実施した。また、毎年実施する対象者全員への個別面接の際に必要な情報の説明に努め、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。また、「白菊会」の母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。今後もさらに対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
実施事業	「母子・父子家庭相談」、「ひとり親家庭の就労支援援助」、「ひとり親家庭に対する経済的支援」、「ホームヘルプサービス」「芦屋市白菊会活動への支援」
4 住宅課	平成30年度は12世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行い、6世帯に公的住宅の提供を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録においてひとり親家庭に対する加点を行うことで、当該世帯に対してできるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。また、住まいの提供に関しては、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで、適切に住戸の斡旋を行う必要がある。
実施事業	「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどであり、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を行っている。今後も引き続き制度の案内や周知を行う。
実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2 地域福祉課	これまでも「乳幼児等・子ども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(市民課及び障害福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報紙による制度の周知に努める。
実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
3 障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性を説明し、可能な限り早急に手当の受給が開始されるよう手続方法について案内を行っている。また担当者間で共有することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。今後については、事務処理マニュアルを活用し、より多くの手当支給対象可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
実施事業	「障がい児(又は養育する親)に対する援助」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
4	子育て推進課 (子育て施設担当)	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
5	子育て推進課 (こども担当)	児童手当、児童扶養手当について、対象の子どもの人数の減少等により受給者数等は微減したが、出生、転入、新規の申請時に窓口にて制度や受給条件等を案内し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように適正な支給に努めている。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」、「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査費助成事業は、助成券方式で86,000円を上限に助成を行っており、妊婦が安心して安全な出産に臨めるよう、定期的な受診を促している。 また、未熟な状態で生まれた子どもが、適切な医療を受け成長発達が促されるよう、未熟児養育医療の給付を継続して実施する。
	実施事業	「妊婦健康診査」、「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度点の加点を行うことで、当該世帯に対してできるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。また、子育て世帯だけでなく、若者世帯に対しても適切に住まいが提供できるような施策を検討する必要もある。
	実施事業	「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	利用者に対する援助について、以下の事業等を実施した。今後も国・県の動向を注視していく。 ・幼稚園保育料の軽減 第2子:半額、第3子以降:無料 ・ひょうご保育料軽減事業 認定件数:32件 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 認定件数:277件 ・就学援助費 認定件数:小学校395人 中学校222人 ・在日外国人学校就学補助金 認定件数:7件 ・実費徴収に係る補足給付事業 認定件数:1件
	実施事業	「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	平成30年度、一定の所得以下の世帯等の133人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。 引き続き、留守家庭児童会の育成料、減免を行う。
	実施事業	「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	健康課	母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、関係機関と連携しながら支援が必要な方に情報提供を行い、育児における不安や負担の軽減に取り組んでいる。
	実施事業	「妊産婦健康相談」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「乳幼児健康診査」、「保健センターによる育児相談」、「こどもの相談」、「親と子どもの健康教育」、「アレルギーに対する事業」、「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	「おっぱい相談室」は前年度同様に実施したが、件数は前年度に比べ減少した。 助産師によるサポートであり、内容は充実しているため、さらに利用してもらえるよう広報活動に努めていく。
	実施事業	「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 子育て推進課 (こども担当)	子育てセンターを中心に、保護者への積極的な声かけによるきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。多様な相談内容に対応するため、ホットラインや夜間・休日の電話相談などの体制を整え、相談員の知識や経験値の向上に努めていくとともに、家庭児童相談室や子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図り対応する。
実施事業	「子育て支援センターにおける子育て相談」
子育て推進課 (こども担当)	県の実施する子育て支援員研修については、平成29年度と比べ研修受講希望者が増加し、希望者全員の受講の受入が困難であった。今後も希望者数は増加見込みであり、子育て支援の担い手となる人材確保の観点からも、継続的に取り組んでいく。
実施事業	「子育て支援員の育成、確保」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 子育て推進課 (こども担当)	子育て支援センターでは、子育て世代包括支援センターや教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。内容の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
実施事業	「家庭児童相談」、「要保護児童対策地域協議会」
2 学校教育課	専門カウンセラー、専門知識を持つ電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。小、中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後の生徒や保護者の心のケアも行っている。今後も相談支援体制を整え、指導の充実に努める。
実施事業	「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3 打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、子育ての支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所員対応の電話相談は37件あり、面談につなぐケースもあった。専門の教育相談員による面談は、延べ416人に対し実施できた。面談の希望時間が放課後の3時半以降に集中し、相談を受けられない状況もある。学校園、適応教室、特別支援教育センター、家庭児童相談室等の相談機関との更なる連携強化が今後の課題である。
実施事業	「教育相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (子育て施設担当)	市立幼稚園と延べ90回教育・保育の交流を実施した。また、公開保育や外部講師を招いての職員研修、教育委員会主催の研修、幼稚園研修を通して職員のスキルアップに努めた。さらに、要配慮児への関わり方の研修や勉強会、個別支援計画の書き方の研修を行い理解を深めた。保護者を対象に絵本の講座を開催し、親子で絵本に親しめる取組も行った。キャリアアップ研修では、乳児保育について私立だけでなく市立の職員も参加し学び、資質向上に努めた。
	実施事業	「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」
	子育て推進課 (子育て施設担当)	市内の私立保育施設5園で保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
	実施事業	「一時預かり事業」
2	子育て推進課 (新制度推進担当)	小規模保育事業所を平成31年1月に1か所整備した。今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	「地域型保育事業」
3	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。年間延べ利用者数は前年度に比べ増加し、1園当たりの平均利用者数も増加している。子育て支援施策として、引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	「一時預かり事業」
4	学校教育課	世代間交流では、地域の老人ホームとの交流や子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会を増やし交流を重ねるとともに、特に5歳児同士のかかわりを深めることができた。市立幼稚園の保育を公開し、研究協議を通して保育力の向上を図った。公私立幼稚園、保育所、認定こども園にも参加を呼びかけ、意見交流をする中で、共に研鑽する場となった。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、日々の絵本の読み聞かせに加え、読み聞かせボランティアや小学校図書館の利用等を実施することができた。今後も引き続き、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取組を進める。
	実施事業	「一時預かり事業」、「教育・保育施設における地域との世代間交流」、「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 「子どもの読書のまちづくり事業」
5	図書館	平成29年度に引き続き、美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを開催した。子どもの読書推進とともに、芦屋文化ゾーンの連携を深める事業となった。今後は本事業も含めて、継続的な運営手法について検討する必要がある。
	実施事業	「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	<p>小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。</p> <p>また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課 (子育て施設担当)	小学校との交流を年間45回行った。平成29年度より積極的な交流ができ、児童がスムーズに就学できるように取り組んだ。また、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた小学校への円滑な接続のための「全体的な計画」及び「年齢別年間指導計画」の作成を行った。今後も近隣の小学校区を中心とした幼稚園、就学前施設との交流を深めていく。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	幼児期と児童期の円滑な接続のために「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、就学前施設の5歳児を対象に小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や市内小学校を中心に5歳児と一緒に体を動かして遊ぶ「なかよし運動会」を開催した。また、就学前施設と小学校との連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会をもった。今後は、就学前施設と小学校との保育・授業参観等を通して、相互の教育・保育内容の理解を進め、さらに円滑な接続をめざす。
	実施事業	「小学校との連携」、「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)			
1	広報国際交流課	潮芦屋交流センターにおいて、子どもを対象とした教室(英語、空手、バレエ、ダンス等)で貸室が定期的に利用されている。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室なども開催し、子どもの居場所となっている。今後も指定管理者と連携し、子どもの居場所づくりを進めていく。		
	実施事業	「公共施設の有効活用」		
2	市民参画課	あしや市民活動センターは、夏休みの子どもの居場所として「夏休みわくわくスペシャル」を毎年開催している。平成30年度は教える側として中学校2校から茶道部が参加した。同時に行った子どもカフェを子どものボランティアが運営し、自分たちで考え行動することの楽しさを学ぶきっかけづくりを行った。子どもボランティアは高校生ボランティアと一緒に「障がい児・者作品展」でコンシェルジュ、「ウィザースフェスタ」で子どもカフェを担った。高校生、大学生による「芦屋さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」を発足し、ボランティア募集、オリエンテーション、当日の活動運営を実施した。令和元年度は、あしや市民活動センターを中心に、大学生と小学生によるイベント企画や、小学生による子どもボランティアグループのカフェのオープン、芦屋発子ども新聞記者の育成など、自らの力を発揮できる場の提供を試みる。		
	実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」		
3	児童センター	これまでの年間登録事業の他、自由来館で利用できる「卓球ひろば」、「バドミントンひろば」、「こども自習室」、各種体験教室等、子どもたちの生活時間に合わせて、より多くの子どもが参加しやすい事業の実施を企画した。現在、登録参加型事業が主となっているが、今後の課題として、図書室及び児童書の充実等により、児童が自由に来館できて楽しめる空間づくりを目指す。		
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、「児童館における子どもの居場所づくり」		
4	環境課	温泉施設であるため、イベント等も待合スペース等を利用した簡易なもので拡充は難しい。スタッフも限られており、限定した内容のイベントの開催しかできないのが現状である。ただし、世代間交流の場となるようイベントには常に工夫を凝らし、新たなイベントとして、シルバーウィークにちなんで市立保育所1園の子どもがヒノキに絵を描いて浴槽に浮かべる「ありがとう湯」を開催した。		
	実施事業	「公共施設の有効活用」		
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後も引き続き、子どもの居場所として有効活用できるよう実施していく。		
	実施事業	「公共施設の有効活用」		
6	子育て推進課 (子育て施設担当)	園庭開放は6保育所で週1回実施し、利用者数は延べ946人(10月より岩園保育所は、施設改修のため休止)であった。試食会や絵本紹介、体操、体育あそび、夏はプール体験など各園で内容を工夫し、保護者同士の触れ合いも見られる。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所として地域の方に利用してもらえるように、より広く周知に努め、内容も検討していく。		
	実施事業	「地域における子育て支援活動」		
7	子育て推進課 (こども担当)	福祉センター内の子育てセンターの「つどいのひろば」とともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として周知されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。		
	実施事業	「地域における子育て支援活動」、「公共施設の有効活用」		
	子育て推進課 (こども担当)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を毎年作成し、市内の各公共施設を紹介し、市民への周知を行った。さらに保護者向けの情報発信手段として有効である子育てアプリを活用し、市内の公共施設で年間を通じて定期的に開催されているひろば事業や幼稚園での園庭開放、他部署が実施する子育てに関するイベントについて周知し、親子の交流の場の発信を行った。保育所、幼稚園等で実施している地域に向けたイベント情報を随時発信できるよう他課との連携を図りつつ、今後も広く記事を募集し、公共施設でのイベントや子どもの居場所について積極的に周知を行い、公共施設を子育て中の世帯に利用していただけるよう、アプリを中心に情報発信に努める。		
	実施事業	「公共施設の有効活用」		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
8	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施している。平成30年度は職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	「公共施設の有効活用」
9	管理課	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市立学校使用条例に基づき適正な減免を行っていく。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」
10	学校教育課	各幼稚園において地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流できる場を提供してきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、つどいのひろば、なかよしひろば、自主グループ活動を実施している。今後は地域での園庭開放日を増やす等、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考え、情報提供をしていく。
	実施事業	「地域における子育て支援活動」
11	打出教育文化センター	「あい・あいる～む」(月1回3割減免)、「こどもおはなしの会」(月1回土曜日無料)に加え「えほんの会」(図書館本館休館中平成30年度後半月1回)、幼稚園児の茶室での茶道体験の貸室使用料を免除している。日本庭園の開放では、特に、小槌幼稚園の園児は日本庭園を「不思議ランド」と呼び保育時間に行き来し、花や果実の苗を植え、世話をしている。また、保育所の乳幼児が池の鯉を毎週見に来るようになり、ロビーで読書中の市民も見守っていただいている。図書館本館が休館中は、大人の利用者が急増したが、初めて来る子どもも増えた。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「公共施設の有効活用」
12	生涯学習課 (美術博物館含む)	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。また、放課後子ども教室を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。 美術博物館では、観覧料(入館料)を中学生以下を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「放課後子供教室」、 「コミュニティ・スクールへの支援」 「文化施設における子どもの居場所づくり」
13	スポーツ推進課	体育館・青少年センターにおいて、競技場は青少年の開放日を設けており、稼働率が90%を超えている。また、青少年センターであるため子どもだけの貸室利用は無料としているが、子どものみということもあり、利用がない状態である。しかし体育協会と共催で行っている「子ども居場所づくり事業」については、盛況であり、今後も子どもの体力向上とスポーツに親しむことも目標として実施していく。
	実施事業	「公共施設等利用料金の減額、免除」、 「公共施設の有効活用」
14	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用し、キッズスクエアを実施している。市内全小学校でNPO法人と協力し、企業と連携した様々な体験プログラムを実施した。 平成30年度登録者数(精道小学校327人、宮川小学校293人、山手小学校395人、岩園小学校370人、朝日ヶ丘小学校198人、潮見小学校295人、打出浜小学校276人、浜風小学校134人) 今後は私学に通う児童の登録者、参加者の向上に努める。
	実施事業	「放課後子供教室」
15	市民センター (公民館含む)	平成30年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。令和元年度も引き続き、子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	「文化施設における子どもの居場所づくり」
16	図書館	美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを実施した。子どもをはじめ全世代の参加があり、好評を得た。関係課・ボランティア団体・関連施設との連携強化が今後の課題である。
	実施事業	「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1	地域福祉課	乳幼児を養育する保護者がベビーカーでも安心して外出できるよう、ホームページにおける公共施設のバリアフリー情報(授乳室, おむつ交換台, エレベーター等)を随時最新のものに更新しているが、情報が検索しにくいいため、該当ページを子育てアプリから検索できるようにするなど、必要な市民に情報提供できるよう改善を図る。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	年2回不審者の侵入を想定して、対応、避難経路、時間帯など様々な想定のもとで訓練をしている。その他、火事訓練は毎月、地震津波を想定した訓練や避難訓練を内容を変えながら行うことで、職員も子ども自身も落ち着いて対応ができるようにしている。保育所で作成した「こどもぼうさい」を5歳児に配布し、いろいろな災害等に対して自分を守る方法を知らせ、保護者にも広めている。今後も繰り返し訓練や啓発をしていく。	
	実施事業	「教育・保育施設における危機管理体制の強化」	
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施している。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。	
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「福祉のまちづくりの推進」 「交通安全の意識向上」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」、「安全パトロールの実施」	
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取組により、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから自転車通行空間の整備が課題となっており、整備に向けた関係機関との協議を行う。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」	
5	公園緑地課	公園施設を安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
6	防災安全課	あしや防災ネットを活用し、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行った。あしや防災ネットは、登録者に対してプッシュ型で通知を送り、災害時だけでなく、平時においてもイベント等を周知する有効な情報発信手段の一つである。防災総合訓練における親子防災イベントの周知で活用した実績があり、今後も継続して若年層や子育て世代へのあしや防災ネットの普及促進が必要である。	
	実施事業	「あしや防災ネットの運用」	
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後も改修計画に合わせて整備を行っていく。	
	実施事業	「福祉のまちづくりの推進」	
8	救急課	平成30年度は普通救命講習を44回、応急手当講習を61回実施した。平成29年度より受講申し込みが増加していることから、市民の応急手当に対する意識が高まっていると思われる。講習内容についても、結果報告と受講者の感想から、適切であったことが伺える。今後も引き続き、子どもの急病や怪我等の際に適切な対応ができるよう、応急手当の普及啓発を行い、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりに貢献したい。	
	実施事業	「救急法の学習」	
9	学校教育課	小学校2・3年生に防犯教室を実施し、幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を実施した。山手中学校区内の各小学校(岩園小学校・山手小学校・朝日ヶ丘小学校)の通学路点検を学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施し、改善要望箇所についての対応策や意見交換を行った。さらに大阪市北部地震を受け、全小学校において緊急通学路点検を行い、幼児児童生徒の安全を図った。通学路点検については、潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校で点検を行い、さらなる見守りと安全点検に努める。	
	実施事業	「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 「教育・保育施設における危機管理体制の強化」	

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
10	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の見守り・巡視を週2回実施するほか、学校行事や不審者情報等に対応して緊急巡視を実施した。214人の青少年育成愛護委員が継続して小学校区ごとに街頭巡視活動を行った。また、若年層の消費者トラブルやスマホ、インターネットに潜む有害性から青少年を守る研修会を行った。今後も青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組を継続して行う。
	実施事業	「地域主体の防犯活動」、 「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性 障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。			

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	障害福祉課	障がい児機能訓練事業の利用者数、実施回数に大きな変動はなく、継続して個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。一方で一定数の待機者もいることから、利用者の事業終了及び希望者の受入れができるよう、訓練終了後も必要な支援が継続して受けられるようなフォロー体制の整備等について検討する必要がある。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。 サポートファイルについては、窓口で療育手帳の交付時、保健福祉フェアの際に紹介・配布を行い、普及啓発に取り組んだ。
	実施事業	「療育支援相談事業」、 「障がい児機能訓練事業」、 「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	年間3回、専門医師に来てもらい統合保育研修会を行った。市立・私立の職員延べ人数146人が参加し、要配慮児個々にどのような支援をしたら良いか勉強した。また、要配慮児に関する研修に参加したり、専門の先生を保育所に招き研修を行いスキルアップを図った。さらに、個別支援計画シートの作成も行い、個々の支援に役立てられるよう研修会や勉強会を行った。医療的配慮が必要な子どもの受け入れに際し、施設見学や専門医への研修を行った。今後は、統合保育研修会からインクルーシブ教育・保育研修会へと変わり、指導者の助言のもと、実践的に職員のスキルアップを図っていく。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、 「療育支援相談事業」、 「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 (こども担当)	「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	「早期療育訓練の実施」、 「療育支援相談事業」、 「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	療育支援相談に係る関係機関が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議している。発達支援事業所などが増加する中、連携体制の構築が重要であり、配慮が必要な家庭が必要なサービスを利用できるよう取り組む。 サポートファイルについては、今後も必要な方への配布を実施していく。
	実施事業	「療育支援相談事業」、 「サポートファイルの普及・啓発」
5	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。今後は医療的ケアを要する幼児児童への支援も行っていく。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援を継続する。
	実施事業	「統合保育 特別支援教育」、 「特別支援教育センターの相談」、 「療育支援相談事業」 「サポートファイルの普及・啓発」、 「日本語指導支援ボランティア」 「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 男女共同参画推進課	子どもと一緒に参加する工作講座・体を使って遊ぶ講座や産前・産後の生活や子育てに関する講座を開催し、父親が子育てに関わる機会を提供できた。また、男性の働き方の見直しに向け、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催した。 子育ての関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。男性の働き方の見直しについては、会社などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいが、社会全体で取り組んでいく必要がある。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、 「多様な働き方の啓発」
2 地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、芦屋市商工会を通じ、事業主に対し、多様な働き方支援に関する制度を案内したり、庁内連携により福祉事業者、幼保事業者への啓発チラシの配布を行った。今後も、引き続き関連機関と連携し、事業者に対し啓発を実施する。
実施事業	「多様な働き方の啓発」
3 子育て推進課 (子育て施設担当)	父親が参加しやすいよう、運動会、発表会を土曜日に実施しているため、父親の参加が多い。また、参観日や懇談会を早めにお知らせすることで父親の参加が増えている。今後も特技などを生かしてもらい機会や参加しやすいイベントなどを考える。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
3 子育て推進課 (子育て施設担当)	平成30年4月から新たに認定こども園が2か所、平成31年1月から小規模保育事業所が1か所開園した。市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。利用者数については平成29年度から減少しているが、今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、新たに当日の利用受付を開始したことで利用者が大幅に増加した。引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。
実施事業	「時間外保育事業」、 「病児保育事業」
4 子育て推進課 (こども担当)	土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう、日頃の事業実施時から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5 健康課	これまで土曜日でのみの開催であったプレおや教室を、平成30年度から「沐浴クラス」の土曜日開催に加え、日曜日開催を開始した。父親になる準備としてパートナーとの参加を促した結果、母親だけでなく、パートナーとともに参加される世帯が全参加世帯の9割以上を占めた。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6 学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性が園児と遊んだり、園行事に参加したりする取組を継続した幼稚園があり、今後も引き続き、父親の持つ力が発揮できる場の提供を工夫し、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。
実施事業	「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7 青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、放課後や長期休業日等に適切な保育が必要な小学校1年生から4年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。令和元年度からの待機児童解消に向けて浜風小学校及び精道小学校の受入れ人数を増やすため改修工事を実施した。また、小学校6年生まで対象を拡大する例規の整備もした。今後も保護者のニーズに対応し待機児童解消に向けて取り組んでいく。
実施事業	「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実が必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 地域経済振興課	<p>芦屋市商工会と協働で、事業主や労働者向けにアンケートを実施するとともに、コワーキングスペース事業委託を通じて、各制度の普及啓発に努めた。引き続き、制度周知等の啓発は必要であると考えられるため、各機会を活用し啓発を進める。</p>
実施事業	「育児休業制度等の普及促進」、 「再雇用制度の普及促進」
2 子育て推進課 (子育て施設担当)	<p>育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。今後の課題としては、認定こども園や小規模保育事業所といった施設整備が進んでいるものの、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。</p>
実施事業	「利用者支援事業」
3 健康課	<p>母子健康手帳交付時の面接では職業を確認し、妊婦の健康を守る「労働安全衛生法」について説明している。各乳幼児健康診査や各種相談の場面での復職に関する相談には、保育所の入所申込みの時期や申込先を案内するとともに、仕事と育児の両立や保育所に入所することによる子どもへの影響などについて説明している。今後も保護者が産休・育休からの復帰を円滑に行えるよう支援を行っていく。</p>
実施事業	「利用者支援事業」

第4章 重点事業と評価基準

(1) 評価基準

平成31年度目標に対する年度ごとの進捗状況を確認し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。なお、平成29年度分の評価より、従来のA、B、C評価に加え、各事業を量的評価・質的評価に分けて評価しています。

また、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

A評価…平成31年度目標を達成した場合

B評価…平成31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…平成31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

(2) 重点事業一覧

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標	平成31年度目標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催	充実
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数	407人
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	304回
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知	充実
5			公園緑地課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施	充実
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	子育て推進課 (子育て施設担当)	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規)	実施
7			学校教育課		警察との連携による防犯講習会の実施(新規)	
8	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数	14件

第4章 重点事業の実績と評価

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。	地域における就学前施設間の交流会開催
2	基本目標2 施策の方向1 事業No.5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 (子育て施設担当) 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	就学前施設における合同研修会の参加者数
3	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数

平成30年度実績	評価	検証・分析
<p>【保育所実施分】延べ98回 就学前施設との交流 24回 若手保育士が幼稚園にて一日体験 11回 市立幼稚園との交流 63回</p> <p>・保育所の若手職員が、幼稚園で1日体験し、幼稚園の教育・保育内容を学んだ。 ・地域の幼稚園や保育所等の就学前施設の子どもたちがお互いを訪問したり、小学校に行くなどして交流を深めた。</p> <hr/> <p>【幼稚園実施分】延べ80回 市立保育所との交流63回 市立幼稚園同士や私立保育園等との交流17回</p> <p>幼稚園にて保育士の1日体験を年間11回行った。 特別支援について幼稚園と保育所との交流を行った。</p>	<p>A</p>	<p>【量的評価】 前年度より、近隣の就学前施設同士の交流回数が増加した。(子育て推進課)</p> <p>前年度に比べ、施設間交流の開催回が増加した。特に接続期に関する小学校区ごとの交流を延べ20回行った。(学校教育課)</p> <p>【質的評価】 保育所職員が、幼稚園の生活を体験したことで、幼稚園の教育・保育への理解を深めた。 地域の施設との交流で、子どもたちは、親しみを持ったり、同じ小学校へ就学する期待が高まった。(子育て推進課)</p> <p>幼稚園と保育所の相互の教育・保育について理解を深めることができた。(学校教育課)</p>
<p>【保育所実施分】延べ参加者数1,162人 子育て推進課主催研修会 18回(市立及び私立 職員延べ592人) 各保育所主催研修会 21回(参加市立及び私立職員延べ285人) 保育士等キャリアアップ研修3回(市立及び私立職員延べ285人)</p> <hr/> <p>【幼稚園実施分】延べ参加者数535人 就学前施設研修会 5回(延べ160人) 幼稚園・保育所・小学校合同研修会1回(延べ69人) 幼稚園教育研究会 5回(延べ105人) 特別支援研究会 3回(延べ131人) 市指定幼稚園教育研究会 1回(延べ50人) 幼稚園教諭の保育所への参観20人</p>	<p>A</p>	<p>【量的評価】 研修回数が前年度より増え、学べる機会が増えた。保育所保育指針等3法令が改訂になり、そのための研修会も増えた。また、配慮を必要とする子どもたちの個別支援計画シートの書き方研修会を市立・私立施設にて行ったことで、研修会数が増えた。(子育て推進課)</p> <p>教育委員会主催の幼稚園教育研究会及び研修会開催回数が増え、共に学ぶ機会が増えた。市指定研究会の参加者に関しては減少したが、総参加数は増加した。(学校教育課)</p> <p>【質的評価】 研修会の回数が増えたことで、職員が研修会に参加できる機会が増え、芦屋市の教育・保育の質の向上につながった。特に教育要領、指針改訂について学ぶ機会を何度も持つようになった。(子育て推進課)</p> <p>就学前における教育・保育内容や教師のかかわりについて具体的に学び合い協議を通して、より良い保育を共に研究することができた。(学校教育課)</p>
<p>幼稚園で空き教室や園庭を地域の未就園児に1,069回開放した。 未就園児交流会: 延べ67回 園庭開放: 延べ674回 3歳児親子ひろば: 延べ305回 オープンスクール: (各幼稚園2～5回) 延べ23回</p>	<p>A</p>	<p>【量的評価】 在園児や地域の未就園児が遊ぶ場を提供し、すべてにおいて実施回数を増やすことができた。未就園児も保護者も共に楽しめる機会となった。</p> <p>【質的評価】 未就園児の遊びの場として定着し、保護者が子育てについて話をするなど、子育て支援の機会になった。</p>

No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効活用	子育て推進課 (こども担当)	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。	子どもが利用できる公共施設の周知
5			道路・公園課		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施
6	基本目標3 施策の方向2 事業No.2	犯罪等, 子どもを取り巻く様々な危険性についての教育, 啓発	子育て推進課 (子育て施設担当)	家庭, 学校, 地域及び関係機関が連携を図り, 子どもや保護者に対して, 様々な犯罪の危険性についての教育, 啓発, 情報提供等を行う。	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行(新規事業)
7			学校教育課		警察との連携による防犯講習会の実施(新規事業)
8	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため, 不法駐輪及び不法駐車をなくし, 自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により, 交通安全に対する意識向上を図る。	市内で起こる子どもの交通事故件数

平成30年度実績	評価	検証・分析
<p>子育てサポートブック発行:3,000部 子育てアプリ配信数:およそ月159件 子育てアプリリーフレット発行:2,000部</p> <p>子育てアプリを積極的に活用し、市内の保育所・幼稚園・子育てセンター・図書館等で実施している未就学児対象のイベントに関する情報発信を行った。また、保護者が情報に触れる機会として配信対象年齢を限定してプッシュ通知設定を行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。</p>	B	<p>【量的評価】 市内の子育て施設や子育て支援サービスの情報を集約した子育てサポートブック「わくわく子育て」を平成29年度と同数発行して市内の各公共施設に配布した。子育てアプリは、平成29年度と比べてひと月におよそ23件配信数が増えた。(子育て推進課)</p> <p>職員による点検に加え、専門業者により95公園440基の遊具を点検し、安全性を確保できるよう努めた。(公園緑地課)</p>
<p>公園施設が安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。</p>	B	<p>【質的評価】 市内の公共施設で年間を通じて定期的開催される親子で集えるひろば事業や幼稚園での園庭開放等についてはイベント欄で確認でき、その他随時発信される新しい情報はプッシュ通知とお知らせで確認できるようにして子どもの居場所の発信を行い、より多くの保護者に情報提供できている。(子育て推進課)</p> <p>職員による点検や利用者からの要望を出来る限り速やかに反映できるようハード面での維持管理を実施する共に、要望に応えることが出来ない場合でもソフト面で改善できるよう努めた。(公園緑地課)</p>
<p>・防犯訓練、災害訓練、避難訓練のいずれかを月1回実施した。 ・交通安全教室は各保育所で年2回行った。 ・避難訓練では、指定場所まで向かう訓練を必ず年2回行った。</p>	A	<p>【量的評価】 ・不審者情報を市内就学前施設に知らせ、防犯を促した。 ・定期的に防犯訓練を行い子どもたちに危険から身を守る方法を指導した。 ・交通安全教室を行い、芦屋警察の方より、交通ルール等について学び、保護者にも啓発を行った。 ・避難訓練では、地域の小学校、幼稚園と合同で訓練を行った。(子育て推進課)</p> <p>・ALSOK防犯教室を実施し、小学校2年生に登下校安全教室、3年生に留守番教室を行った。また幼稚園・小中学校にて交通安全教室を開催した。 ・芦屋市・神戸市中学校生徒指導連絡協議会を開催し、神戸市東灘区と連携し、問題行動の未然防止・早期解決を図った。(学校教育課)</p>
<p>防犯教室を年間13回実施(延べ1224人参加) 交通安全教室35回実施(延べ3746人参加) 芦屋市生徒指導連絡協議会11回開催 芦屋市・神戸市中学生生徒連絡協議会2回開催</p>	B	<p>【質的評価】 定期的に行うことで、子どもたちも安全意識を身につけていった。防犯訓練では、内容を毎回変えながら行った。(子育て推進課)</p> <p>・体験型の講習を受けたことで児童が自分で身を守る意識や具体的な方法を学ぶことができた。 ・協議会を行うことで、市内各校および他市との情報交換ができ、指導の充実や関係機関との連携を図ることができた。(学校教育課)</p>
<p>子ども(15歳以下)の市内での事故件数:15件(平成29年度:20件)</p> <p>交通安全教室の開催:66回(平成29年度:62回) 幼稚園16回,保育所27回, 小学校18回,中学校3回,その他2回</p>	B	<p>【量的評価】 子どもの事故件数は、前年度より減少した。交通安全教室の実施件数は昨年度より増加した。</p> <p>【質的評価】 小学校においては、前年度に幼稚園、保育所等で交通安全教室を受けてすぐに交通安全教室を受けることにより、より安全に注意することが学べてよかった。</p>

第5章部分

1. 教育・保育

第5章「教育・保育」の部分では、子育て世帯がそれぞれ希望する就学前施設を利用できるよう、計画通りに教育・保育体制を確保できているかどうかを評価しました。

また、市全域だけでなく、中学校区ごと(山手, 精道, 潮見の3圏域)でも評価を行いました。

第5章 教育・保育の評価基準

第5章「教育・保育」の部分では、「提供量(実績値)」と年度ごとに設定された「提供量(計画上の数値)^{※1}」及び「ニーズ量の見込み^{※2}」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。

ただし、毎年の教育・保育施設の利用希望や入所待ち児童の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

※1 提供量(計画上の数値): 計画に記載している目標値

※2 ニーズ量の見込み: 市民アンケートを基に算出された数値

【評価基準表】

評価／解説		提供量(実績値)が次の数値以上か	
		提供量(計画上の数値)	ニーズ量の見込み
A評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込み以上	○	○
B評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)又は ニーズ量の見込みのいずれか以上	○	×
		×	○
C評価	提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及び ニーズ量の見込みを下回る	×	×

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

【評価例】

ニーズ量の見込み…①	455人
提供量(計画上の数値)…②	153人
提供量(実績値)…③	153人
実績と計画の比較 ③-②	0人
実績とニーズの比較 ③-①	-302人
評価	B

表中の網掛けの数字がプラスの値になっているかどうかで、評価が確認できます。
プラス値は達成、マイナス値は未達成を意味します。

← プラス値なので 達成 ○

← マイナス値なので未達成 ×

← 上記基準表にあてはめ、B評価

教育・保育の提供体制の確保の実績と評価

(実績値は平成30年度末時点)

市全域	平成30年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	433人	997人	230人	709人	100人	584人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	388人	2,247人	894人	109人	639人	
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(50人)	(75人)	(57人)	(12人)	(48人)	
下段：提供量（実績値）… ③	203人	1,217人	755人	143人	490人	
実績と計画の比較 ③-②	-185人	-1,030人	-139人	34人	-149人	
実績とニーズの比較 ③-①	-230人	220人	-184人	43人	-94人	
評価	C	B	C	A	C	
検証・分析	幼保連携型認定こども園2園及び小規模保育事業所1園の開園並びに認可保育所の定員変更により、すべての区分において提供量を増加させることができた。評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は平成30年度末時点)

山手圏域	平成30年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	194人	507人	117人	240人	37人	209人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	198人	912人	350人	33人	224人	
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(0人)	(10人)	(-12人)	(0人)	(5人)	
下段：提供量（実績値）… ③	128人	582人	199人	47人	145人	
実績と計画の比較 ③-②	-70人	-330人	-151人	14人	-79人	
実績とニーズの比較 ③-①	-66人	75人	-158人	10人	-64人	
評価	C	B	C	A	C	
検証・分析	1号の4歳以上の提供量が10人増加しているのは、市立幼稚園の利用定員を5歳児については1学級35人から30人へと減少させた要素に加え、岩園幼稚園の学級数が1学級増加したことによるもの。 また、蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリーの定員変更により、待機児童の少ない2号の提供量を12人減少させることで、3号認定の1・2歳の提供量を5人増加させることができた。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は平成 30 年度末時点)

精道圏域	平成 30 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	136人	326人	78人	302人	40人	254人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値） … ②	120人	1,020人	366人		49人	290人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(0人)	(0人)	(0人)		(3人)	(16人)
下段：提供量（実績値） … ③	25人	440人	309人		60人	223人
実績と計画の比較 ③-②	-95人	-580人	-57人		11人	-67人
実績とニーズの比較 ③-①	-111人	114人	-71人		20人	-31人
評価	C	B	C		A	C
検証・分析	小規模保育わかば保育園が開園したことに伴い、提供量を3号の0歳で3人、1・2歳で16人増加させることができた。 評価については、前年度から変更になったものはない。					

(実績値は平成 30 年度末時点)

潮見圏域	平成 30 年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	94人	178人	43人	143人	19人	113人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値） … ②	70人	315人	178人		27人	125人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較）	(50人)	(65人)	(69人)		(9人)	(27人)
下段：提供量（実績値） … ③	50人	195人	247人		36人	122人
実績と計画の比較 ③-②	-20人	-120人	69人		9人	-3人
実績とニーズの比較 ③-①	-44人	17人	61人		17人	9人
評価	C	B	A		A	B
検証・分析	浜風夢保育園及び浜風あすの保育園の閉園に伴い幼保連携型認定こども園の浜風あすのこども園が旧市立浜風幼稚園敷地に開園し、南芦屋浜地区にしおさいこども園が開園した。 なお、1号の4歳以上の提供量については、市立潮見幼稚園の5歳児の利用定員を1学級35人から30人へと減少させ、4歳児の学級数が1学級減少したことにより40人分の減少の要素もあったものの、認定こども園が2園開園したことにより、すべての区分において、提供量を増加させることができた。 評価については、1号の4歳以上及び3号の1・2歳が昨年度のC評価からB評価へ、2号が昨年度のB評価からA評価へと向上させることができた。					

第5章部分

2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、国が示している子ども・子育て家庭等を対象に実施する14の事業において、実績報告と事業評価を行いました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業と評価基準

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、「実績値(実際の提供量)」と年度ごとに設定された「提供量(確保方策)※」及び「実際のニーズ量」をそれぞれ比較し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価します。なお、平成29年度分の評価より、従来のA、B、C評価に加え、各事業を量的評価・質的評価に分けて評価しています。

また、毎年各事業の状況を確認し、PDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行っていきます。

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

(1) 評価基準

【評価基準表】

A評価…各年度の目標を達成した場合
B評価…各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合
C評価…各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

【評価例】

提供量 (確保方策)	実際のニーズ量	実績値(実際の提供量)	評価	
642 人	650 人 (提供量を上回る)	650 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量 650 人を満たした↗ 〕	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしている	A
		645 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない	B
		630 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量 650 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量及び実際のニーズ量を満たしていない	C
	630 人 (提供量を下回る)	650 人 〔 ◎ 提供量 642 人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量 630 人を満たした↗ 〕	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしている	A
		635 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ ◎ 実際のニーズ量 630 人を満たした↗ 〕	実績値が実際のニーズ量を満たしているが、提供量を満たしていない	B
		620 人 〔 × 提供量 642 人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量 630 人を満たさなかった↘ 〕	実績値が提供量も実際のニーズ量も満たしていない	C

【表中の記号説明】 ◎ …達成 × …未達成

(2) 地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成30年度 提供量(確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常 の保育時間を超えて延長して保 育を行う。	利用人数	596 人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、 家庭での保護を受けることができ ない小学生を対象に適切な遊び と生活の場を与えて健全育成を 図る。	利用 人数	低学年 532 人
					高学年 72 人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の 理由で子どもの養育が一時的に 困難となる場合等に、児童福祉施 設において一定期間、養育及び 保護を行う。	実施か所数	12 か所
4	地域子育て支援拠点事業	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する 情報提供、相談及び助言等、子 育ての総合窓口を設置するとと もに、子育て中の親子が気軽に遊 べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「も こもこ)」を提供する。	実施か所数	4 か所
5	幼稚園における一時預 かり事業	子育て推進課 (こども担当) 管理課	園児の心身の健全な発達を図る とともに、保護者の子育てを支 援するため、幼稚園において在園 児を対象として教育時間後等に保 育を行う。	利用 人数	3歳 11,881 人
					4, 5歳 43,513 人
6	保育所、ファミリー・ サポート・センター等 における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠 婚葬祭等の緊急かつ一時的な理 由で家庭での保育が困難となる 場合に保育所で預かり保育を行 ったり、ファミリー・サポート・セ ンター事業により子どもを預か る。	利用 人数	保育所 10,816 人
					ファミサポ 14,835 人
7	病児保育事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、 保護者の就労等の理由で、保護 者が保育できない際に、保育施設 で子どもを預かる。	実施か所数	1 か所

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	平成30年度 提供量(確保方策)※
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となつて一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,811 人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1 か所
		健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	—	—
10	妊婦健康診査	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	720 人 (1,214 人)
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	686 件
12	養育支援訪問事業	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7 人
13	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当) 管理課	実費徴収または上乘せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84 人
14	多様な主体が本制度に 参入することを促進す るための事業	子育て推進課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	充実	充実

※ No.9 の健康課所管分は、もともと計画書において「指標」及び「提供量(確保方策)」を設定していないため、「—」で表記しています。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課 (子育て施設担当)	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	596人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 532人
					高学年 72人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業	子育て推進課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	4か所

※ 提供量(確保方策): アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成30年度実績	評価	検証・分析
545人	545人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	実施園: 24園 (市立保育所6園, 私立保育園9園, 小規模保育事業所6園, 認定こども園3園) 実利用者数: 545人 利用延べ人数: 5,673人	B	<p>【量的評価】 市内私立園の利用延べ人数は平成29年度より115人減少したが、施設数は1園増加した。</p> <p>【質的評価】 通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。</p>
542人	528人 × 提供量 × 実際のニーズ	入会者数: 528人(H30.4.1現在) ・山手圏域の待機児童を対象に、年間を通じて朝日ヶ丘幼稚園の空き教室を活用し、運営を民間事業者に委託しにじいる学級を開設した。 ・夏休み期間はにじいる学級にて全市の待機児童を受け入れた。 ・浜風小学校改修工事のため、夏休み期間らいおん学級を打出浜小学校にて実施した。	C	<p>【量的評価】 H30.4.1時点で待機児童が低学年14人発生した。(うち、にじいる学級の利用者は6人。) H30.4.1時点で待機児童が高学年35人発生した。(うち、にじいる学級の利用者は2人。)</p>
71人	36人 × 提供量 × 実際のニーズ	入会者数: 36人(H30.4.1現在) 同上	C	<p>【質的評価】 今後も希望者が利用できるよう引き続き待機児童解消に向けて取り組んでいく。</p>
—	13か所 ◎ 提供量	実施箇所数: 13か所 利用実績: 2か所 利用者延べ人数: 2人 年間延べ利用日数: 10日	A	<p>【量的評価】 平成29年度より利用人数が減り、利用日数が減少したが、希望したが利用できない人はいなかった。</p> <p>【質的評価】 制度の周知を図り、必要とされている家庭が利用しやすいように情報提供を行っていく。</p>
—	3か所 × 提供量	<p>・「むくむく」(子育てセンター) 開設日数: 236日 利用者延べ人数: 24,499人 ※他に出張ひろばを3か所で実施。 開設日数: 133日 利用者延べ人数: 6,551人</p> <p>・「ひとしお」(しおさいこども園) : H30.4月から開設 開設日数: 235日 利用者延べ人数: 5,887人</p> <p>・「キオラクラブ」(浜風あすのこども園) : H30.4月から開設 開設日数: 188日 利用者延べ人数: 2,279人</p>	B	<p>【量的評価】 新たに拠点2か所(「ひとしお」, 「キオラクラブ」)を開設し, 「ルリアン」(週1日開設)は終了した。開設日数が増加したため, 利用人数は前年度よりも大幅に増加した。</p> <p>【質的評価】 新たに認定こども園2園で事業を開始し, 地域での子育て家庭の親と子どもの交流の場を拡充することができた。</p>

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
5	幼稚園における一時預かり事業	管理課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	3歳	11,881人
				4, 5歳	43,513人
6	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	子育て推進課 (こども担当) (子育て施設担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	保	10,816人
				ファ	14,835人
				合計	25,651人
7	病児保育事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。	実施か所数	1か所

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成30年度実績	評価	検証・分析
5,088人	5,489人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	私立幼稚園(市外含む)の18園, 私立認定こども園2園(浜風あすのこども園, しおさいこども園)で預かり保育を実施 【私立幼稚園実施分】 利用延べ人数: 4,745人 (平成29年度: 3,463人) 【私立認定こども園実施分】 利用延べ人数: 744人	B	【量的評価】 私立幼稚園では利用者数が平成29年度に比べて1,282人増加している。 【質的評価】 私立幼稚園実施分については, 市内在住の子どもが通う施設は年により異なるため, 利用者数の増減の傾向把握が難しいが, 施設によっては希望者が多い場合は利用できないケースがあることから, 一定数のニーズが認められる。 私立の認定こども園での実施が始まったことで利用者数も増加し, 継続して家庭での保育が困難な児童を預かることができた。
31,383人	32,307人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	市立幼稚園全園の8園, 私立幼稚園(市外含む)の18園, 私立認定こども園2園(浜風あすのこども園, しおさいこども園)で預かり保育を実施 【市立幼稚園実施分】 利用延べ人数: 21,448人 (平成29年度: 19,689人) 【私立幼稚園実施分】 利用延べ人数: 9,298人 (平成29年度: 7,718人) 【私立認定こども園実施分】 利用延べ人数: 1,561人	B	【量的評価】 市立幼稚園では平成29年度より延べ利用者数が1,759人増加した。 私立幼稚園では平成29年度より延べ利用者数が1,580人増加した。 【質的評価】 市立幼稚園のニーズは延べ利用者数が増加していることから, ニーズが高まっている。 私立幼稚園については, 利用希望者が多い場合, 利用できないケースもあることから, 一定数の利用ニーズがあることが認められる。 私立の認定こども園での実施が始まったことで利用者数も増加し, 継続して家庭での保育が困難な児童を預かることができた。
2,332人	1,958人 × 提供量 × 実際のニーズ	利用延べ人数: 1,958人 私立保育園4園, 私立認定こども園1園で実施 (芦屋こばと保育園, 山手夢保育園, 夢咲保育園, 茶屋保育園, 浜風あすのこども園)	C	【量的評価】 待機者数: 45人(平成30年度末) ※待機児童に係る年間延べ利用見込回数: 374回 【質的評価】 利用者数は減少傾向で, 待機者は横ばいの状況である。施設整備や認可外保育施設で一定数解消されているため, 現状の取組を引き続き行う。
3,969人	3,969人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	利用延べ人数: 3,969人 (平成29年度: 4,580人) 依頼会員: 854人 協力会員: 299人 両方会員: 78人 合計: 1,231人 (平成29年度: 1,193人)	B	【量的評価】 活動回数は減少したが, 会員数は前年度より増加した。今後も会員数の増加に努めていく。 【質的評価】 会員向けの講習を行うなど質の向上にも努め, 今後も事業の周知啓発を行っていく。
6,301人	5,927人			
—	1か所 ◎ 提供量	実施施設: 1か所(市立芦屋病院内) 利用延べ人数: 344人 (病児保育344人, 病後児保育0人)	A	【量的評価】 平成29年度に比べて利用延べ人数が150人増加した。 【質的評価】 当日利用を開始したことで, 利用数が大幅に増加した。今後も引き続き周知に努めるとともに, 利便性を考慮したうえで受け入れ箇所を増やし, 提供体制のさらなる確保に努める。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
8	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課 (こども担当)	保護者の仕事, 疾病, 出産, 冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に, 育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的, 臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数	15,811人
9	利用者支援事業	子育て推進課 (こども担当)	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が, 地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり, 子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い, 市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	1か所
		健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため, 保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し, 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	—	—
10	妊婦健康診査	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため, 妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数	※()内の人数は, 前年度交付者が2か年度に亘り受診した場合を含めた数字 720人 ^{※1} (1,214人)
11	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し, 子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	686件 ^{※2}

※No.10, No.11は, もともと計画書において確保すべき「提供量(確保方策)」を設定していないため, 下記のとおり設定します。

[※1] No.10「妊婦健康診査」については, 提供量(確保方策)＝「ニーズ量:720人(1,214人)」とします。

[※2] No.11「乳児家庭全戸訪問事業」については, 提供量(確保方策)＝「推計値:686件」とします。

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成30年度実績	評価	検証・分析
2,404人	2,404人 × 提供量 ◎ 実際のニーズ	利用延べ人数: 2,404人 (平成29年度: 1,848人) 依頼会員: 854人 協力会員: 299人 両方会員: 78人 合計: 1,231人 (平成29年度: 1,193人)	B	【量的評価】 会員数・利用人数とも前年度より増加した。今後も会員数の増加に努めていく。 【質的評価】 会員向けの講習を行うなど質の向上にも努め、今後も引き続き事業の周知啓発を行う。
—	1か所 ◎ 提供量	市役所内で実施 市立保育所で勤務経験のある保育士資格を有する職員が、窓口や電話で保育所等の入所相談を受ける際、保育所等の利用に限らず、状況に応じて他の子育て支援情報(一時預かり、ファミサポ、幼稚園、認可外保育施設等)の提供を行った。	A	【量的評価】 平成29年度に引き続き、子育て推進課窓口にて保育所の入所相談を中心に、子育て支援に係るサービスの紹介を行っている。 【質的評価】 保育所等への入所相談だけに限らず、様々な子育て支援サービスの情報提供を行ったり、申請に係る各種手続きの案内を行ったりするなど、切れ目なく支援ができるように努めている。
—	H29～ 新規実施	利用者支援事業(母子保健型)を平成29年度から実施しているが、平成30年4月に新たに子育て世代包括支援センターを開設し、保健師が常駐し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の実現に努めている。 相談者数 131人	B	【量的評価】 子育て世代包括支援センターについては、初年度であるため、継続して周知・啓発を行う。 【質的評価】 子育てセンターの隣に開設したことにより、気軽に相談ができる場所ができた。
—	— (931人) × 提供量	上限86,000円の妊婦健康診査費助成事業を実施(5,000円の助成券を14枚と、2,000円の助成補助券を8枚交付) 妊娠届出数: 618人 妊婦健康診査助成券利用人数: 931人 償還払い人数: 143人	B	【量的評価】 出生数の減少により、妊婦健診受診券利用者、償還払い者は減少している。 【質的評価】 妊婦健診の助成制度を実施していることで、費用面での負担が軽減し、妊婦健診を受診しやすくなっている。
640件	588件 × 提供量 × 実際のニーズ	対象戸数 640戸 訪問数 588人(うち新生児訪問19人) 訪問率 91.7% 養育環境の把握数625人(97.5%) 【未訪問の内訳】 他市・他機関への依頼による訪問: 29人/電話相談対応: 8人/病院入院中: 0人/転出: 6人/海外在住: 2人/希望無し: 2人/連絡つかず: 6人	B	【量的評価】 平成29年度よりやや低下しているものの、高い訪問率を維持することができている。また、養育環境の把握率は平成29年度より増加している。 【質的評価】 未訪問者についても追跡し、養育環境を把握している。専門性を有する職員が訪問・養育環境を把握することで、育児情報の提供、保健相談を行うことができ、育児支援につながっている。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	提供量 (確保方策)
12	養育支援訪問事業等	子育て推進課 (こども担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用人数	7人 ^{※3}
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て推進課 (子育て施設担当) ----- 管理課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	利用人数	84人 ^{※4}
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て推進課 (子育て施設担当)	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	達成度	充実 ^{※5}

※No.12～No.14は、もともと計画書において確保すべき「提供量(確保方策)」を設定していないため、下記のとおり設定します。

[※3] No.12「養育支援訪問事業等」については、希望して利用できるサービスではないため、提供量(確保方策)として「推計値:7人」とします。

[※4] No.13「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、利用の条件があり、希望して利用できるサービスではないため、27年度末に

[※5] No.14「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、数値目標の設定はないため提供量(確保方策)の項目

◎ 達成
× 未達成

実際のニーズ量	達成の有無	平成30年度実績	評価	検証・分析
1人	1名 ×提供量 ◎実際のニーズ	対象者:1名(保健師派遣) 利用者延べ人数:7人	B	【量的評価】 平成29年度より利用回数が減少した。 【質的評価】 制度の周知を図り、必要とされている家庭が利用しやすいように情報提供を行っていく。
32人	32人 ×提供量 ◎実際のニーズ	実費徴収に係る補足給付事業 対象者2人/延べ20人 市立幼稚園に在籍する生活保護世帯を対象に給食費、教材費・行事費等を一定の上限まで補助 対象者:1人 利用者延べ人数:12人	B	【量的評価】 平成29年度より対象者数が減少した。 【質的評価】 平成29年度に引き続き、生活保護世帯等に対して経済的な負担の軽減を図ることができた。(子育て推進課) 平成29年度に引き続き、補足給付の対象者に、年2回文書で申請案内を行い、漏れなく補足給付を実施し、経済的な負担の軽減を図ることができた。(管理課)
—	新規実施 (3か所) ※新規施設3か所 ◎提供量	巡回回数:80回 小規模保育事業所 36回 認可保育園・認定こども園 44回 (平成29年度:71回)	B	【量的評価】 平成29年度よりも施設巡回回数が増加しているが、有効な支援、相談、助言等を実施するためには、継続して実施していく必要がある。 【質的評価】 巡回訪問を行うことで、各保育所とのつながりが深まり、職員の助言により保育内容や給食等に改善が見られ、保育行政が潤滑に行われた。

設定した「目標値:84人」とします。

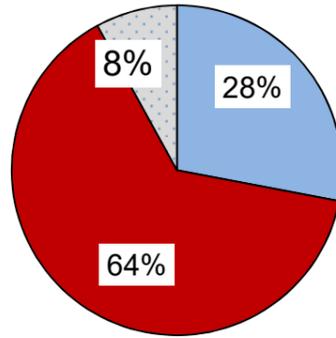
を「充実」とします。

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」・第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

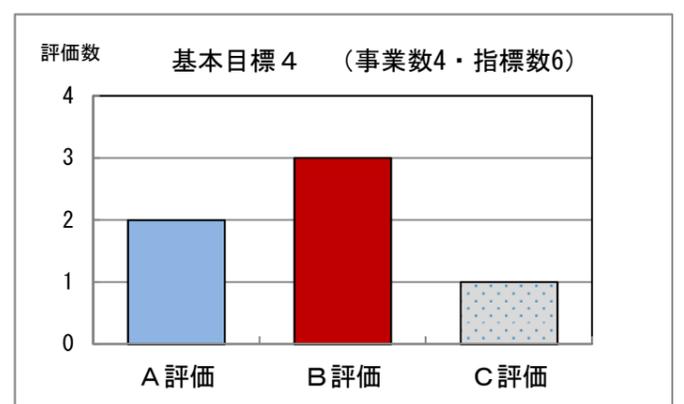
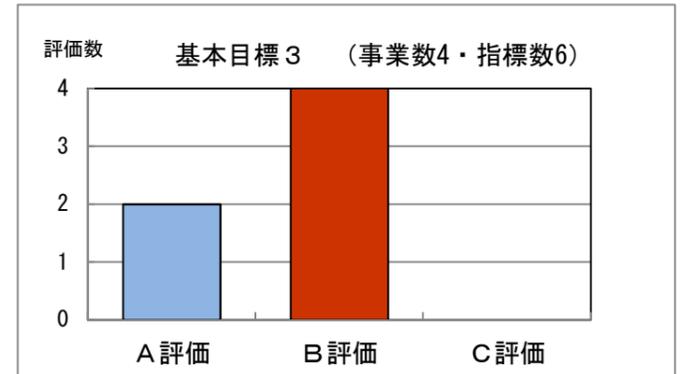
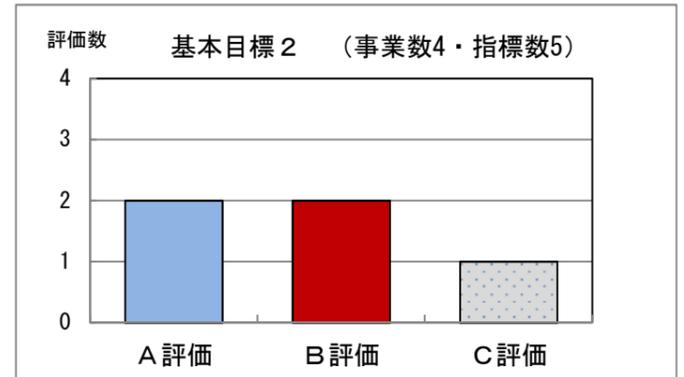
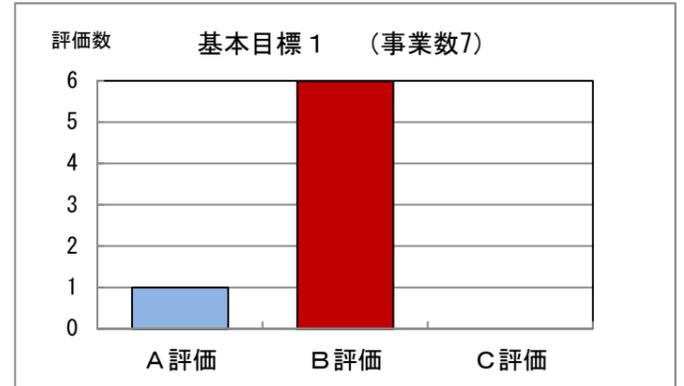
第4章の「重点事業」（事業No.に網掛けのある事業），第5章の「地域子ども・子育て支援事業」，合計20事業（指標数25）の評価結果をまとめました。

評価の割合



■ A評価：7
■ B評価：16
■ C評価：2

基本目標	事業No.	事業名	評価
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	No.3	子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)	A
	No.4	地域子育て支援拠点事業	B
	No.8	子育て援助活動支援事業(小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	B
	No.10	妊婦健康診査	B
	No.11	乳児家庭全戸訪問事業	B
	No.12	養育支援訪問事業等	B
	No.13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	B
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	重点No.1	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	A
	重点No.2	幼稚園教諭, 保育士の人材育成と資質の向上	A
	No.5	幼稚園における一時預かり事業	B
	No.6	保育所・ファミリー・サポート・センター等に おける一時預かり事業	保育所 C ファミリー・サポート・センター B
基本目標3 すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備目標	重点No.3	地域における子育て支援活動	A
	重点No.4	公共施設の周知	B
		公園ニーズの把握, 公園整備の実施	B
	重点No.5	子ども向けの防犯啓発 リーフレット	A
		防犯講習会の実施	B
	重点No.6	交通安全の意識向上	B
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	No.1	時間外保育事業(延長保育事業)	B
	No.2	放課後児童健全育成事業	低学年 B 高学年 C
		病児保育事業	A
	No.9	利用者支援事業	特定型 A 母子保健型 B
		No.14*	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



※ 基本目標1～4に属さないため、右記の棒グラフには含めていません。

全体としてC評価は2事業であり、B評価の割合が高くなっています。

第4章の重点事業では6事業に対する8つの評価指標のうちA評価が4個、B評価が4個でC評価はありません。第5章の地域子ども・子育て支援事業では13の事業に対する17の評価指標のうちA評価が3個、B評価が12個、C評価が2個という結果でした。事業に数値目標があり、「提供量(確保方策)」及び「実際のニーズ量」の両方を達成しているA評価の割合よりも、どちらか一方のみ達成しているB評価の割合が高いことから、両方の目標の達成に向け、更に事業を推進していく必要があります。また、B評価の中でも、計画上の目標値である「提供量(確保方策)」に相当する利用が無く、「実際のニーズ量」は達成している事業もあります。

第4章、第5章ともに、A評価の事業も含め、サービスの質が低下することのないよう体制の維持に努めるとともに、潜在的なニーズも考慮し、事業の推進に努めます。

なお、令和2年度以降は、平成30年度に実施したニーズ量調査を基に策定する第2期子育て未来応援プラン「あしや」において、引き続き各事業を推進していきます。

<編集・発行>

芦屋市こども・健康部子育て推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2045

FAX:0797-38-2190